

〇いちき串木野市有料等広告掲載に関する基本要綱

平成19年5月1日告示第64号

改正

平成21年3月31日告示第23号

平成22年3月31日告示第24号

平成23年3月31日告示第49号

いちき串木野市有料等広告掲載に関する基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の自主財源確保のため、募集した広告（以下「広告」という。）を有料等で掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 市が管理するもののうち、印刷物、広報紙、ホームページ、公用車等の広告媒体として活用が可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告掲載の基準)

第3条 掲載することができる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載する広告として適当でないと認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 掲載する広告の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、企業及び自営業で、市内に事業所等を有するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が掲載する広告として適当であると認めるもの

(取扱要領等の作成)

第5条 広告の種類、規格その他この要綱に定めのないものについては、当該広告媒体ごとに、別

に取扱要領等を定めるものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、広告募集に要する経費、類似広告の市場価格等を勘案し決定するものとする。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、広報紙、ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、有料広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に広告案を添えて市長に提出しなければならない。

(広告案の審査)

第9条 市長は、申込書の提出があったときは、速やかに第16条に規定する審査会に付議しなければならない。

2 審査会において広告案の修正があった場合は、申込者に修正後の広告案の提出を求めるものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条第1項の審査会を経て、速やかに掲載の可否を決定し、有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知しなければならない。

(広告掲載料の納入)

第11条 申込者は、前条の規定による掲載決定の通知後、市長が指定する期日までに、広告掲載料を市の発行する納入通知書により一括して納入しなければならない。

(申込者の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

2 申込者は、市税等を完納していなければならない。また、実際に広告を掲載する者が申込者と異なる場合においても、同様とする。

3 申込者は、掲載しようとする広告が屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物に該当する場合は、鹿児島県屋外広告物条例（昭和39年鹿児島県条例第83号）に規定する許可を受けていなければならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告掲載料の返還)

第14条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載料の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 天災地変その他申込者の責めに帰することができない理由により、広告の掲載ができなくなったとき。
- (2) 申込者が掲載期間の途中において掲載の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 市の都合により広告の掲載ができなくなったとき。

(広告掲載事業の周知)

第15条 市長は、広告掲載に係る事業を広く周知するため、当分の間、広告掲載に当たり当該事業の目的等の説明を当該広告媒体の一部に掲載するものとする。

(広告審査会の設置)

第16条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項の協議を行うため、広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 広告案の審査及び掲載の順位に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、広告の掲載に関すること。

(審査会の組織)

第17条 審査会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

副市長、総務課長、政策課長、商工観光課長、市民課長、都市計画課長、財政課長、審査案件を所管する課長（委員長が必要と認める場合に限る。）

- 2 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は財政課長をもって充てる。
- 3 審査会の庶務は、財政課において処理する。

(審査会の会議等)

第18条 委員長は、審査会を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 審査会の会議は、委員長が招集し、委員の定数の半数以上のものが出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

5 審査会の会議を招集する暇がないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

(事務の委託)

第19条 市長が必要と認める場合は、広告の掲載に関する事務の実施について、広告事業者等にその業務の全部又は一部を委託することができる。この場合において、第6条から第14条までの規定は、適用しない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日告示第23号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第24号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日告示第49号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号 (第8条関係)

様式第2号 (第10条関係)